

「アジアの最低賃金動向(2013年1月)」

三菱東京UFJ銀行
国際業務部

インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、中国の月額法定最低賃金の動向を、表にまとめました。インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアでは1月1日から法定最低賃金額が改訂されています。(マレーシアは新規導入)

【アジア諸国の月額法定最低賃金】

インドネシア	実額(ルピア)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
ジャカルタ特別区	1,118,009	1,290,000	1,529,150	2,200,000	18.5	43.9	139	163	229	16.8	40.7
ブカシ県	1,169,974	1,286,421	1,491,000	2,002,000	15.9	34.3	139	159	209	14.2	31.3
スラバヤ市	1,031,500	1,115,000	1,257,000	1,740,000	12.7	38.4	121	134	181	11.1	35.4
スマラン市	824,000	961,323	991,500	1,209,100	3.1	21.9	104	106	126	1.6	19.3
パタム市	1,110,000	1,180,000	1,402,000	2,040,000	18.8	45.5	128	149	213	17.0	42.3

タイ	実額(バーツ)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
バンコク	6,180	6,450	9,000	9,000	39.5	0.0	204	288	300	41.0	4.3

ベトナム	実額(ドン)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
エリア1: ハノイ、ホーチミンの都市部	1,340,000	1,550,000	2,000,000	2,350,000	29.0	17.5	73	96	113	31.3	17.9
エリア2: ハノイ、ホーチミンの都市部の外側	1,190,000	1,350,000	1,780,000	2,100,000	31.9	18.0	64	85	101	33.2	18.4
エリア3:	1,040,000	1,170,000	1,550,000	1,800,000	32.5	16.1	56	74	87	32.6	16.5

フィリピン	実額(ペソ)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
マニラ首都圏	10,100	10,650	11,400	-	5.0	-	246	270	-	6.9	-

マレーシア	実額(リンギット)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
マレー半島	-	-	-	900	-	-	-	-	300	-	-
サバ州、サラワク州	-	-	-	800	-	-	-	-	267	-	-

中国	実額(人民元)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
上海(市内)	1,120	1,280	1,450	-	13.3	-	189	229	-	21.4	-
深セン(特区内)	1,100	1,320	1,500	-	20.0	-	195	237	-	21.7	-
深セン(特区外)	1,100	1,320	1,500	-	20.0	-	195	237	-	21.7	-

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

為替レートは1米ドル当たり、2012年9,390ルピア、31.3バーツ、20,874ドン、42.2ペソ、6.32元、2013年9,600ルピア、30.0バーツ、20,800ドン、3.0リンギット、40.1ペソ、6.14元で計算。

バンコクは、日額の30倍で月額に換算。上昇率は年率換算して算出。

ベトナムのエリアの範囲は2009年1月、2011年1月、2011年10月に見直されている。

フィリピンは、首都圏一般企業の数字。生活手当(COLA)含む。日額456ペソを月25日稼働と考えて月額に換算。上昇率は年率換算。

上海の最低賃金は2008年4月1日960元、2010年4月1,280元、2011年4月1,450元に引き上げられている。

深センの最低賃金は2008年7月1日に引き上げられた。2010年7月の引き上げでは特区内・特区外の金額が同じになっている。2011年4月1,320元、2012年2月1,500元に引き上げられている。

国別の動向

1. インドネシア

2013年1月1日からジャカルタ特別区で43.9%の大幅な引き上げとなるなど、各地で引き上げ率が2012年を大幅に上回っている。このため、繊維産業など一部の輸出型企業で、インドネシア国内の、より賃金の低いエリアに生産をシフトする動きが報じられている。

2. タイ

2012年4月にバンコクとその周辺で最低賃金が日額300バーツに39.5%引き上げられており、2013年1月は当該エリアの最低賃金は、前年と同額で引き上げられていない。これまで最低賃金が日額300バーツより低かったエリアでは、2013年1月から数%から40%近く引き上げられ日額300バーツになっている。

3. ベトナム

2013年1月の引き上げ率は、エリア1から3については、16.1%から18.0%と2桁。昨年(29.0%から32.5%)より低くなっている。

4. フィリピン

マニラ首都圏の一般企業の最低賃金は、2012年5月に日額446ペソ、2012年11月に日額456ペソに引き上げられている(生活手当[COLA]を含む)。従業員10人以下のサービス業・製造業については、日額419ペソ。

5. マレーシア

2013年1月から法定最低賃金制度が導入された。マレー半島が月額900リンギット、サバ州、サラワク州が月額800リンギット。従業員5名以下の企業は、7月1日まで猶予される。

6. 中国

上海、深センの2013年の引き上げ率は未定。国内の貧富の格差解消のため、今後も最低賃金は段階的に引き上げられるとみられている。

本レポートに関するお問い合わせ先
国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。